

V 生活衛生班

1 環境衛生

- 1) 環境衛生営業
- 2) 特定建築物の衛生管理
- 3) 水道に関する事業
- 4) 墓地・埋葬等に関する事業

2 食品衛生

- 1) 食品衛生対策
- 2) 食中毒予防対策
- 3) と畜検査等

3 医事・薬事

- 1) 医 事
- 2) 薬 事



1 環境衛生

1) 環境衛生営業

環境衛生営業については、公衆衛生に対する意識の向上などにより問題は少なくなってきた。しかし、理容所・美容所に対しては器具の消毒等の衛生指導、公衆浴場に対しては循環式浴槽のレジオネラ菌に関する指導、クリーニング業については、有機溶媒の取り扱いなどの指導が今後も必要である。

表1 市町村別環境衛生営業施設数

平成30年3月31日

業種別		市町村別	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	浦添市	久米島町	粟国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村	北大東村	合計	
理容所			55	51	52	29	17	37	26	89	13	0	1	1	0	1	1	373	
美容所			125	108	69	61	45	66	59	210	18	1	0	0	0	1	0	763	
公衆浴場	普通浴場	公営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		私営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他浴場	第1号	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		第2号	1	4	1	2	1	3	4	8	2	0	0	0	0	0	0	0	26
		第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第4号	4	2	5	3	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	22
合計			5	6	7	5	1	6	5	11	3	0	0	0	0	0	0	49	
ホテル・旅館等	ホテル		3	1	2	0	0	0	0	5	9	0	0	1	0	0	1	22	
	客室数		543	168	162	0	0	0	0	157	575	0	0	57	0	0	27	1,689	
	収容人員		1,695	252	625	0	0	0	0	304	1,422	0	0	136	0	0	54	4,488	
	旅館		4	2	3	3	1	0	1	14	9	1	0	12	22	5	0	77	
	客室数		84	119	22	42	34	0	8	222	177	16	0	104	210	91	0	1,129	
	収容人員		186	408	71	84	68	0	24	451	421	48	0	318	633	175	0	2,887	
	簡易宿所		66	10	122	0	9	4	36	13	55	12	8	27	88	4	1	455	
	客室数		188	19	323	0	19	9	84	48	199	67	27	163	480	10	22	1,658	
	収容人員		774	57	1,246	0	54	21	241	105	739	185	108	634	1,673	40	56	5,933	
	下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
客室数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
収容人員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計			73	13	127	3	10	4	37	32	73	13	8	40	110	9	2	554	
客室数			815	306	507	42	53	9	92	427	951	83	27	324	690	101	49	4,476	
収容人員			2,655	717	1,942	84	122	21	265	860	2,582	233	108	1,088	2,306	215	110	13,308	
興行場	常設		0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	
	仮設及び臨時		0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	合計			0	1	4	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	8	
クリーニング所	クリーニング所		7	5	5	3	1	1	2	11	3	0	0	0	0	0	1	39	
	取次所		28	44	16	18	13	21	12	179	0	0	0	1	0	0	0	332	
	無店舗取次店		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	合計			35	49	21	21	14	22	14	191	3	0	1	0	0	1	372	
特定建築物			10	15	4	11	1	9	4	25	4	0	0	0	0	0	0	83	
登録営業所			3	8	5	5	1	8	0	35	0	0	0	0	0	0	0	65	
合計			306	251	289	135	89	153	145	595	114	14	9	42	110	11	4	2,267	

2) 特定建築物の衛生管理

多数の者が使用し利用する店舗、事務所など、床面積が3,000㎡を超える建築物（学校では8,000㎡以上）については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により特定建築物として定義され、その利用者の健康確保のため衛生上の管理基準が定められており、その管理者には建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないことになっている。さらに特定建築物の維持管理は、通常保健所長の登録を受けた建築物清掃業者等によって行われており、管内では64業者が登録している。

表2 特定建築物の届出状況と建築物環境衛生の登録業者 平成30年3月31日

業種別		市町村別														計	
		糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	浦添市	久米島町	栗国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村		北大東村
特定建築物の届出状況	興行場						1		2								3
	店舗	3	7	1	2	1	4	1	5								24
	事務所	1	4	1	2		2	1	15								26
	学校				5				1								6
	旅館	2	2	1				1		3							9
	店舗および事務所		1	1			1		2	1							6
	その他	4	1		2		1	1									9
	計	10	15	4	11	1	9	4	25	4	0	0	0	0	0	0	83
建築物環境衛生に登録業者	建築物清掃業		2						5								7
	建築物空気環境測定業																0
	建築物飲料水水質検査業者数				1				1								2
	建築物飲料水貯水槽清掃業者数	2	3	3	3	1	3		12								27
	建築物ねずみ・昆虫防除業者数		1	1			1		8								11
	建築物総合管理業者数		1	1			1		5								8
	建築物空気調和用ダクト清掃業																0
	建築物排水管清掃業者数	1	1		1		2		4								9
計	3	8	5	5	1	7	0	35	0	0	0	0	0	0	0	64	

3) 水道に関する事業

水道法第3条の規定によると、水道とは導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。また、水道事業とは一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で計画給水人口が100人を超えるものをいい、そのうち給水人口が5000人以下のものを簡易水道事業という。給水人口が5000人を超える水道は一般に上水道と呼ばれるが、管内では浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町が上水道であり、離島は久米島を除いて簡易水道である。水源の確保の困難な離島において、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、座間味村は海水淡水化施設により水の安定供給を図っている。

簡易専用水道とは水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、受水槽の有効容量が10m³を超える施設をいう。簡易専用水道取扱要領においては、設置者に届出の他、年1回の登録検査機関による検査等を義務づけている。

平成22年4月より、久米島町、渡名喜村、栗国村、北大東村へ、平成23年4月より与那原町、南城市へ、平成25年4月より浦添市、豊見城市、糸満市へ簡易専用水道に係る事務権限を委譲している。

登録検査機関：

- | | | |
|------------------|-------------|--------------------|
| ・(財) 沖縄県環境科学センター | 浦添市経塚720 | tel : 098-875-1941 |
| ・(株) 沖縄環境保全研究所 | うるま市州崎7-11 | tel : 098-934-7020 |
| ・日東化学工業(株) | 那覇市山下町28-36 | tel : 098-996-2346 |

4) 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けられており、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われている。

墓地等の設置・経営については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

また、墓地等の設置・経営については、市町村の都市計画や土地利用との関わりが深く、景観や宗教的感情から地域住民との調整が必要なため、住民生活に密着した市町村が許可権限を持つことが望ましい。そのため、平成21年4月から市町村への権限委譲を進めており、平成25年4月に西原町、与那原町、八重瀬町に移譲したことをもって、全ての市町村へ移譲された。

2 食品衛生

1) 食品衛生対策

近年、県民生活の向上及び食品製造・加工技術等の進展に伴い、食品流通の広域化・国際化が進んでいる。このため、食生活の多種多様化の傾向が高まり、県民からも「食の安全性の確保」が強く望まれている。食品に起因する危害の発生を未然に防止するため、営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対する食品衛生講習会を実施し、自主管理体制の強化を図った。さらに、食品の表示の徹底を指導するとともに、(一社)沖縄県食品衛生協会南支部と連携し、営業者並びに県民への食品衛生思想の普及啓発を推進している。

表1 市町村別食品衛生関係営業許可施設数

業種	H29年度																	合計		
	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	南部管内	※1 沖繩一円		※2	※3
飲食店	一般食堂・レストラン等	650	398	272	202	144	125	179	22	26	7	5	12	8	95	114			14	2,273
	仕出し屋・弁当屋	101	40	36	26	19	14	17							4	19				276
	旅館	4	3	1	8	1	1		14	48	6	3	3	1	11					105
	その他	705	376	206	181	131	195	161	8	30	2		17	6	61	92	482	55	22	2,730
菓子(パンを含む)製造業	153	127	76	79	50	21	46	2	4	4	1	5	2	34	47	73	9	2	735	
乳処理業	1	1		1	1														4	
特別牛乳さく取処理業																				
乳製品製造業	4	3	1	3	1														12	
集乳業																				
魚介類販売業	101	94	30	62	21	15	20	6	9	3	3	4	5	36	27	6	11	2	455	
魚介類せり売り営業	1	1		1		1									1	1			6	
魚肉練り製品製造業	3	13	1	2		1	1							3					24	
食品の冷凍又は冷蔵業	13	24	1	5	10		2							3	4				62	
かん詰又はびん詰食品製造業	1	3	4	4	1	1					1								15	
喫茶店営業	158	65	65	26	30	10	47	2	2				1	6	19	209	42	3	685	
あん類製造業																				
アイスクリーム類製造業	25	22	16	12	6	2	6	1						2	4	14	3		113	
乳類販売業	98	51	55	36	32	15	40	2	5	3	1	2	1	14	25	4	9		393	
食肉処理業	5	1	1	11	2									1	1				22	
食肉販売業	112	71	44	47	26	13	35	3	5	3	3	3	3	19	22	10	3	3	425	
食肉製品製造業	7	2	5			1									2				17	
乳酸菌飲料製造業	1		1		2														4	
食用油脂製造業	1	1		1	1														4	
マーガリン又はショートニング製造業																				
みそ製造業	2	2	3	6	2	1	2	1		2	1			5	4				31	
醬油製造業		1	1																2	
ソース類製造業	7	9	3	8	1	1	1	1	1					2	3				37	
酒類製造業		4	1	2	3							1		3	1				15	
豆腐製造業	3	15	12	6	8	1	3		1	1	1	1		4				1	57	
納豆製造業						1													1	
めん類製造業	5	7	6	1	5	3								2	1				30	
そうざい類製造業	73	72	36	36	24	11	21	6	6			9	4	21	26			1	346	
添加物製造業	3	2													1				6	
食品の放射線照射業																				
清涼飲料水製造業	16	14	9	10	9	2	3							10	4				77	
氷雪製造業	2	1			2				2						1				9	
氷雪販売業										1									1	
合計	2,255	1,423	886	776	533	434	584	68	139	32	18	58	31	337	418	798	132	50	8,972	

※1：簡易営業 ※2：自動車営業 ※3：市町村不明施設

表2 許可を要する食品関係営業施設

H29年度

業種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	処分件数						告発件数(年度中)		調査・ 監視指導 施設数 (年度中)	
		継続	新規		営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無許可 営業	その他		
飲食店営業 （一般食堂・ レストラン等）	2,273	130	215	244										449
	仕出し屋・弁当屋	276	19	20	25									48
	旅館	105	11	4	3									13
	その他	2,730	138	386	514			5						549
菓子（パンを含む。）製造業	735	59	82	89										175
乳処理業	4													
特別牛乳さく取処理業														
乳製品製造業	12	1		1										1
集乳業														
魚介類販売業	455	22	30	21										116
魚介類せり売り業	6	1	1	1										4
魚肉ねり製品製造業	24	2	1	1										4
食品の冷凍又は製造業	62	6	2	4										12
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記および下記以外）	15	5	1	3										4
喫茶店営業	685	25	117	131										138
（再掲）自動販売機	274	12	18	15										16
あん類製造業														
アイスクリーム類製造業	113	1	12	11										18
乳類販売業	393	21	43	23										110
食肉処理業	22	2	2											24
食肉販売業	425	17	27	19										112
食肉製品製造業	17	2	1	3										3
乳酸菌飲料製造業	4		1	1										2
食用油脂製造業	4	1												1
マーガリン又は ショートニング製造業														
みそ製造業	31	2	2											6
醬油製造業	2			1										1
ソース類製造業	37	2	3	3										6
酒類製造業	15	1	1											2
豆腐製造業	57	2	3	3										7
納豆製造業	1													
めん類製造業	30	3	6	7										11
そうざい製造業	346	24	30	22										75
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。）製造業	6	1	2											2
食品の放射線照射業														

露店・臨時及び仮設営業は、平成12年度の食品衛生法の一部改正により、簡易営業として取り扱われ、許可期限が5年となったが、施設基準は厳しくなり、より安全な食品が提供できるように考慮されている。管内にはてだこ祭り・糸満ハーレー・与那原大綱引きをはじめ様々な祭りが多く、行事期間中における食品の安全管理を図るため監視指導を行っている。

表3 簡易営業許可施設数

H29年度

	飲食店 営業	喫茶店 営業	菓子製造業	アイスクリーム 類製造業	魚介類 販売業	食肉 販売業	乳類 販売業	冰雪 販売業	計
新規	92	38	9	2		1	1		143
合計	565	243	88	13	6	11	4	1	931

表4 許可を要しない食品関係営業施設

H29年度

	営業施設数 (年度末現在)	処分件数 (年度中)				告発件数 (年度中)	監視指導施設数 (年度中)
		営業禁 止命令	営業停 止命令	物品廃 棄命令	その他		
給 食 施 設	学 校	28					2
	病院・診療所	71					18
	事業所	35					5
	その他	433					43
乳 さ く 取 業	2						
食 品 製 造 業	603						39
野菜果物販売業	1						
そうざい販売業							
菓子 (パンを含む) 販売業							
食品販売業 (上記以外)	387						73
添加物 (法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く)の製造業							
添加物の販売業							
冰雪採取業							
器具・容器包装、おもちゃの製造又は販売業	6						
計	1,566	0	0	0	0	0	180

表5 乳の収去試験

H29年度

	収去した もの (実数)	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査										乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査					
		試験した場所			不適 検体 数	不適理由 (延数)						試験した場所			検査 件数		
		保健所	地方衛生 研究所	その他		無脂乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸 菌群	抗菌性 物質	保健所	地方衛生 研究所		その他	
生乳																	
牛乳	6			6													
部分脱脂乳																	
加工 乳	乳脂肪分 3%以上																
	乳脂肪分 3%未満																
その他の乳																	

表6 食品等の試験検査結果

H29年度

	収去したものの (実数)	試験した場所			不良検体数	不良理由(延数)							暫定的 規制値 の定め られて いる試 験した 収去検 体数 (実数)	
		保健所	地方衛生 研究所	その他		大腸菌 群	異物	添加物 使用基 準	法定外 添加物	残留農 薬基 準	抗菌性 物質	その他		
魚介類	8		4	4										
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品													
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品													
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品													
	生食用冷凍鮮魚介類													
魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)														
肉卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	20		11	9										
乳製品 乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)														
アイスクリーム類・氷菓														
穀類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	3		3											
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	32		32											
菓子類														
清涼飲料水														
酒精飲料														
氷雪														
水														
かん詰め・びん詰め食品	1		1											
その他の食品	7		4	3										
添加物及びその他の製剤														
器具及び容器包装														
おもちゃ														
計	71		55	16										

2) 食中毒予防対策

平成29年度は食中毒が8件発生し、5件が飲食店を原因施設とする集団食中毒であった。この5件はすべて病因物質がカンピロバクター属菌であった。引き続き営業者へ手洗いや適切な食品の取扱いについて指導し、食中毒の未然防止に努めるよう監視指導する必要がある。

表7 食中毒発生状況

H29年度

	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	H29.4.16	自宅等	42	14	H29.4.14に提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店
2	H29.4.23	自宅等	5	4	H29.4.22に提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店
3	H29.4.25	自宅	3	3	(マグロ) 鉄火丼	ヒスタミン	自宅
4	H29.9.10	自宅	不明	1	不明	アニサキス	不明
5	H29.9.25	自宅等	3	2	H29.9.20に提供された食事(推定)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
6	H29.9.25	自宅等	7	3	H29.9.22に提供された食事(推定)	カンピロバクター属菌	飲食店
7	H29.11.23	自宅等	2	2	へちまの味噌汁	ククルビタシンB	家庭
8	H30.1.15	自宅等	8	4	H30.1.12に提供された食事(推定)	カンピロバクター属菌	飲食店

3) と畜検査等

(1) と畜検査実施状況 (平成29年度)

畜種別、月別と畜検査頭数、開場日数、と畜検査員動員数、と畜検査に基づく処分状況を表1に示す。一部廃棄は炎症によるものが多い。

表1 と畜検査実施状況

			合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
開	場	日数	75	8	5	8	5	10	4	6	5	10	4	6	4	
		検査員数	72	10	5	7	4	10	3	6	5	8	4	6	4	
		嘱託獣医師	34	3	1	3	3	5	3	2	3	4		4	3	
と畜	頭数	79	9	0	5	4	12	1	4	3	30	1	8	2		
	開場日数	30	4	0	2	3	4	1	3	2	5	1	4	1		
豚	一部廃棄	全廃	0													
		処分実頭数	29	5		3	1	4	1	3	1	9		2		
		疾病別頭数	29	5		3	1	4	1	3	1	9		2		
		炎症実頭数	29	5		3	1	4	1	3	1	9		2		
		一部廃棄総数	38	5		7	1	8	1	4	1	9		2		
		病名詳細	胸膜炎	2			1		1							
			肺炎その他型	10	4		1				3		1		1	
			心外膜炎	4	1		2		1							
			肝膿瘍	0												
			肝炎	3			2		1							
			寄生虫肝炎	1					1							
			腸炎	0												
			腹膜炎	5			1		1			1	2			
			腎炎他	13				1	3	1	1		6		1	
			腎萎縮	2									2			
腎萎縮	0															
山羊(綿羊を含む)	一部廃棄	と畜頭数	97	11	7	10	7	18	5	3	5	17	5	5	4	
		開場日数	53	5	3	7	3	9	3	3	3	7	3	4	3	
		全廃	0													
		処分実頭数	57	2	5	6	3	14	1	2	4	8	5	4	3	
		疾病別頭数	59	2	5	6	3	15	1	2	5	8	5	4	3	
		炎症実頭数	56	2	5	6	3	14	1	2	4	7	5	4	3	
		一部廃棄総数	71	2	6	8	3	19	1	2	5	8	5	9	3	
		病名詳細	胸膜炎	1					1							
			肺炎その他型	5		2	1		1						1	
			心外膜炎	3		1									2	
			心内膜炎	0												
			肝包膜炎	3			1								1	
			肝炎	3					1		1				1	
			腎炎他	51	2	2	5	3	14	1	1	4	7	5	4	3
			腎萎縮	0												
脾臓	3						1			1	1					
腸炎	0															
腹膜炎	0															
その他	1			1												
牛(とくを含む)	一部廃棄	と畜頭数	9	2	2	1			1		2	1				
		開場日数	9	2	2	1			1		2	1				
		全廃	0													
		処分実頭数	9	2	2	1			1		2	1				
		疾病別頭数	10	2	2	1			1		3	1				
		炎症実頭数	8	2	2	1			1		1	1				
		一部廃棄総数	13	3	3	1			1		3	2				
		病名詳細	胸膜炎	0												
			その他肺炎	0												
			肝包膜炎	0												
			肝富脈	0												
			肝炎	2								1	1			
			腎炎他	2								2				
			腸炎	6	1	2	1			1			1			
			腸炎	0												
その他	3		2	1												

(2) 認定小規模食鳥処理場確認処理状況（久米島赤鷄牧場、成鷄）

平成29年度の確認羽数、全部廃棄羽数、一部廃棄羽数の月別処理状況を表2に示す。

表2 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
確認羽数		11,276	1055	765	813	913	920	727	911	938	1151	808	1154	1121
廃棄羽数 合計	全部廃棄	45	2	4	2	5	2	2	5	6	5	5	4	3
	一部廃棄	0												

全部廃棄：と体、内臓全ての廃棄

一部廃棄：内臓等一部分の廃棄

(3) その他

表3 と畜場・食鳥処理場の概要

	と畜場	認定小規模食鳥処理場
名称	久米島と畜場	久米島赤鷄牧場
代表者	大田治雄	山城和満
所在地	久米島町字兼城コーテ原215	久米島町字具志川山田588-7
電話番号	098-985-3094	098-985-2397
許可年月日	昭和56年11月12日	平成18年6月28日
許可番号	環衛第970号	沖縄県指令福第1661号
検印番号	7	
使用水	上水道水	上水道水
処理獣畜	牛・馬・豚・綿羊・山羊	鷄（成鷄）
1日の処理能力	大動物1頭、小動物17頭	150羽

表4 と畜場の使用料・解体料・検査手数料等

畜種	使用料	解体料	冷蔵等保管料	検査手数料
牛・馬	7,000	1,000	500	600
豚・とく・こま	3,000	500	500	300
山羊・綿羊	1,000	500	500	200

3 医事・薬事

1) 医事

(1) 管内の病院、診療所

平成30年3月31日現在、管内15市町村別の医療施設は表1のとおりであり、病院、診療所がそれぞれ29件、407件となっている。

表1 市町村別病院・診療所施設数

平成30年3月31日現在

	病院	診療所						合計
		一般			歯科			
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
浦添市	8	41	45	86	48	11	59	145
糸満市	6	10	17	27	16	2	18	45
豊見城市	3	10	24	34	21	3	24	58
南城市	1	5	12	17	10	3	13	30
西原町	2	5	16	21	11	1	12	33
与那原町	1	3	7	10	4	2	6	16
南風原町	6	10	16	26	10	6	16	42
八重瀬町	1	6	7	13	6	1	7	20
久米島町	1	1	2	3	1	1	2	5
栗国村	0	0	2	2	1	0	1	3
座間味村	0	0	2	2	0	0	0	2
渡嘉敷村	0	0	1	1	1	0	1	2
渡名喜村	0	0	1	1	0	1	1	2
北大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
南大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
合計	29	91	154	245	129	33	162	407

(2) 管内の施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法により届出された施術所は表2のとおりであり、管内総件数は256件となっている。

表2 市町村別施術所数

平成30年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	栗国村	座間味村	渡嘉敷村	渡名喜村	北大東村	南大東村	合計
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	50	18	15	15	14	8	15	12	4	0	0	0	0	0	0	151
柔道整復師法	35	13	21	6	8	7	7	8	0	0	0	0	0	0	0	105
合計	85	31	36	21	22	15	22	20	4	0	0	0	0	0	0	256件

【備考】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による出張専門の届出をした者が53人いる。

2) 薬事

(1) 管内の薬局開設件数等

平成30年3月31日現在、薬局等の許可業態数の市町村別内訳は表3のとおりであり、薬局161件、店舗販売業63件などとなっている。

表3 市町村別薬事関係許可業態数

平成30年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	栗国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村	北大東村	那覇市	県外	合計
薬局	53	20	21	10	17	8	19	9	3	1	0	0	0	0	0			161
薬局製剤製造販売業	2	1	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0			9
薬局製剤製造業	2	1	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0			9
店舗販売業	19	8	9	5	3	4	9	3	3	0	0	0	0	0	0			63
配置販売業	5	2	2	1	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	8	5	29
卸売販売業	21	3	7	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0			39
特例販売業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1			6
合計	102	35	39	17	28	16	37	17	6	2	0	1	1	1	1	8	5	316

【備考】 配置販売業については、業者住所別に計上してある。

(2) 管内の毒物劇物営業登録件数

平成30年3月31日現在、毒物及び劇物取締法による販売業の登録件数は表4のとおりであり、管内総件数は111件となっている。

表4 市町村別毒物劇物販売業登録業態数

平成30年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	栗国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村	北大東村	合計
一般	35	10	7	2	7	4	8	4	3	0	0	0	0	0	0	80
農業用品目	3	3	4	5	3	0	2	2	1	1	0	0	0	1	1	26
特定品目	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	40	15	11	7	10	4	11	6	4	1	0	0	0	1	1	111